

奨学金には、貸与・給付の2種類があります
詳しくは、「給付貸与奨学金 早わかりガイド」をご確認ください

◆貸与奨学金は「借りる」ものなので、本人が将来返還していく義務があります。

1 貸与奨学金（貸与終了（卒業）後に返還が必要）

【返還方法】

- ・所得連動返還方式：卒業後の所得に応じて毎月の返還額・期間が変動
 - ・定額変更方式：毎月一定額を返還
- ※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金はこの方法のみ

第一種奨学金（無利子）

【対象】学力基準・家計基準の両方を満たす人が対象です

学力基準：全履修科目の平均評定値が、5段階評価で3.5以上
※経済的に極めて困難な方には、学力基準の緩和があります
家計基準：一定額未満の収入

【貸与額（月額）】

- ・20,000～64,000円
- 収入状況により決定金額が希望金額と異なる場合あり

第二種奨学金（有利子）

【対象】学力基準・家計基準の両方を満たす人が対象です

学力基準：平均以上の成績の者又は進学後の学習意欲のあるもの
家計基準：一定額未満の収入（第一種奨学金より緩やかな基準）

【貸与額（月額）】20,000～120,000円から1万円単位で選択

入学時特別増額貸与奨学金

【対象】第一種奨学金又は第二種奨学金を申込む者

【貸与金額】10万円～50万円（10万円単位で選択）

【注意事項】

- ・この奨学金は入学後に支払われるため、入学金は各自で準備しておく必要がある

2 給付奨学金（原則として返還義務不要）

【対象】学力基準・家計（収入・資産）基準の両方を満たす人が対象です

学力基準（次の①・②いずれかを満たす人）

- ①全履修科目の平均評定値が、5段階評価で3.5以上
- ②①に該当しない場合、大学等における学修意欲を有すること

家計基準（次の①・②両方を満たす人）

- ①収入基準・・・住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯
- ②申込者（生徒）・生計維持者（父母）の合計が一定額未満

【給付額】原則毎月1回振り込まれます。

（金額は給付貸与奨学金 早わかりガイド（4ページ・5ページ）に記載）

【対象校】

- ・国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）
- ・文部科学省ホームページより、進学予定の学校が対象か確認が必要

【その他】

- ・進学後に学業基準・家計基準を満たさなくなると支援が打ち切りになる
- ・やむを得ない理由無く学業成績が著しく不振な場合等、返還が必要になる

申込み方法

- ①書類一式を事務室で受け取る
- ②申込みの手引きを見ながら、間違いの無いように記入し、書類を準備する
- ③スカラネット入力(※)
- ④1週間以内に、日本学生支援機構へマイナンバーの封筒を送付
- ⑤学校へ申請書類を提出（5月19日（金）〆切）

※スカラネット入力には、インターネット環境が必要です。
インターネット環境がない場合は事務室に相談してください。

◇制度や手続き等に関する問い合わせ先

>>日本学生支援機構奨学金相談センター（0570-666-301）

◇マイナンバーの提出方法に関する問い合わせ先

>>マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）